|  |  |
| --- | --- |
| （問1） | 判定期間中に通常の事業の実施地域の訪問介護サービス等事業所の数が６事業所から４事業所になった場合、「正当な理由」については、どのように考えるのか。 |
| (答） | 判定期間中の当該事業に係る毎月の事業所数（毎月１日現在の事業所数）の平均が５未満になれば「正当な理由」の①に該当します。毎月の事業所数の平均が５以上になる場合は、判定期間中に作成した当該事業に係る全ての居宅サービス計画が判定の対象となります。なお、医療系みなし指定事業所の判定期間中の事業所数は、「特定事業所集中減算に係る医療系みなし事業所一覧」から変動がないものとします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （問２） | 「正当な理由」の⑤「当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等事業所が、各サービスごとでみた場合に１０事業所以下であり、かつ、人員、設備等から他事業所での受け入れができないことにより、選択できる事業所が限られている。」とあるのは、具体的にどういう状況を指すのか。また、事業所数の確認はどのような頻度で行わなければならないのか。 |
| (答） | 「選択できる事業所が限られている」とは、例えば他の事業所では当該利用者を受け入れることで定員数を超える等の理由により、選択できる事業所が特定の１ないし２の事業所しかない状態が判定期間を通じて続いている事を指します。なお、判定期間中に新規作成又は変更する全てのケアプランについて、特定の１ないし２の事業所しか選択できないのであれば、当該状態が判定期間を通じて続いていると見なすことができますので、事業所数の確認はケアプラン新規作成時または変更時でよいことになります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （問３） | 確認書を記載するときの留意点について教えてほしい。 |
| (答） | 確認書を記載する際の留意点としては、「なぜその事業所を選ぶ必要があったか」を明確にすることが挙げられます。そのためには、「①利用者の状態や家族の希望、解決すべき課題等について」、「②①のためにその事業所がなぜふさわしいのか」「③その他、その事業所を選ばなければならない理由」を具体的に記載することが重要です。なお、上記①～③の内容がなく、単に「利用者が希望しているから」とだけ記載されている場合は、事業所を選択した理由を判断できないため、「正当な理由」に該当すると認められません。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （問４） | 特定事業所加算を算定している事業所が特定事業所集中減算の適用となった場合、特定事業所加算が算定できなくなるのはいつからいつまでか。 |
| (答） | 特定事業所集中減算の適用期間と同じ期間について、特定事業所加算を算定できなくなります。具体的には、特定事業所集中減算の判定期間が３月１日から８月末日の場合は、当該減算の適用期間である１０月１日から３月末日まで、判定期間が９月１日から２月末日までの場合は、当該減算の適用期間である４月１日から９月末日までとなります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （問５） | ケアプランを地域ケア会議等に提出し、意見・助言を受けようと思うが、どのような立場の参加者を募るべきか。 |
| (答） | 地域ケア会議は、市町村又は地域包括支援センター等が主催するものであり、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図ること等の主旨に基づき実施されるものであり、主催者が開催日の議題にふさわしい参加者を適正に選定するものと考えております。なお、正当な理由の該当要件としてケアプランを地域ケア会議等に提出し、助言・意見を受けることを必須とはしておりませんが、当該ケアプランの公平・中立性を確保するために地域ケア会議等から意見・助言等を受けることについて妨げるものではありません。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （問６） | 利用者の居住地へ送迎が可能な事業所が限られている場合は、「正当な理由」の⑥のイ「事業所を選んだ理由として利用者の居住地付近で事業所が限られているということが、アセスメント及び居宅サービス計画に明記されている。」に該当するのか。 |
| (答） | 「正当な理由」の⑥のイ「事業所を選んだ理由として利用者の居住地近辺で事業所が限られているということが、アセスメント及び居宅サービス計画に明記されている。」に該当するのは、提供するサービス内容に関わらず単純に利用者の居住地近辺で事業所が限られており、かつ遠方の事業所を選択できない利用者の状況がアセスメントシート及び居宅サービス計画で判断できることが条件となります。なお、利用者の送迎がサービス内容に含まれる通所介護などの事業所を、送迎ができるかどうかによって選択する場合に、送迎できないことから選択できる事業所が限定されることについては、送迎できない理由がそれぞれのサービス事業所が定める送迎可能範囲に起因することから、「正当な理由」の⑤に該当する場合は、「正当な理由」の⑥のイではなく「正当な理由」の⑤として届け出てください。また、送迎の可否により選択できる事業所が限定されることを確認書に明記することにより、「正当な理由」の⑥のロに該当する場合も考えられますが、この場合、利用者の送迎がサービス内容に含まれていることを鑑み、単に送迎の可否を理由にするのではなく、利用者の心身の状況や必要なサービス等から、なぜその事業所でなければならないかを記載してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （問７） | 利用者が離島に居住しており、離島まで送迎に行くことができる事業所が限られている場合において、当該事業所を位置づけた場合は、「正当な理由」に該当するのか。 |
| (答） | 利用者が離島に居住しており、離島まで送迎に行くことができる事業所が限られている場合において、当該事業所を位置付けた場合は、その旨を記載した確認書を届出書に添付することで、「正当な理由」の⑥のロに該当すると考えられます。 |